

「平成29年度第3回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成29年8月28日（月） 10:00～11:00

II 場 所 熊本市教育センター3階 第2研修室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

「サンリブ清水」の新設届出に対する本市の意見案について

「マルショク健軍店」の駐車場について

「ドラッグストアモリ京町店」「ドラッグコスモス大江店」現地確認について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

(ア)「サンリブ清水」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下5点の留意事項を付記。

(1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

(3) 樹木の植栽を含む緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、敷地内のその他小売店舗建設予定地周辺を活用する事も含め、樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。

(4) 地域住民の安全確保・緊急援助など街並みづくりの一環として、本市から締結要

請があった場合、防災協定を締結すること。

- (5) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

- 地域貢献にいて最近の事例等があれば教えてほしい。具体的な事例を設置者へ示してもよいのではないか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)

→最近の事例は特になし。(事務局)

- 地域貢献への取り組みについて防災の観点から何か意見はあるか。(会長)

→昨年度の震災を受けて、企業や団体との災害協定の見直しを図っているところ。また、今まで物資については定めていなかったが、備蓄物資も含めて新しく災害計画を策定したところ。(危機防災総室)

- 企業と防災協定を締結することは重要であるが、大企業だけでなく、個人商店のような小さな店舗なども含めて地域全体を網羅するようにしていただきたい。

→校区ごとに防災連絡協議会をたちあげており、各商店にも働きかけを行っております。

(危機防災総室)

- 地域貢献の事例に関しては、事務局の方でとりまとめを行い、次回の協議会で報告するようにします。(会長)

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

(イ) 「マルシヨク健軍店」の駐車場に対する意見について

〔事務局説明〕

- 平成29年7月19日に開催した第2回大規模小売店舗立地協議会にて審議したマルシヨク健軍店について、協議会終了3日後に駐車場の一部を変更する旨の申し出があった。緑地面積は削られているが、駐車場台数は増加し、出入口の変更も無かったため、大店立地法上の届出事項の変更には当たらないため変更届出は不要である。しかし、協議会で審議した内容に対し、開業時の状態が異なるため、九州経済産業局と協議し対応を検討。

- 問題点

① 届出内容に対し、緑地面積が縮小してしまう。

② 議論内容と開業時の状態が異なるため、協議会が形骸化する恐れがあること。

●国の見解

大店立地法上は問題がなく、強制力を持った指導を行うことはできない。

●本市の対応方針

- (1) 法律上で具体的な指導は出来ないが、道義的に許されるものではないため、協議会で学識経験者から意見のあった内容を踏まえ、緑地面積においては届出書と同等の面積を確保するとともに樹木の植栽に努めるように留意事項として通知する。
- (2) 今後は審査期間中の変更が発生しないよう、事前相談の段階において関係各課と十分協議を行い、図面等が確定したうえで本届出を行うように指導する。
- (3) 開業後の現地確認において、今回通知する留意事項が充足されるよう促していく。

[質 疑]

●今回の件については大きな問題だと考える。法律上問題がないとしても、制度上問題があるため、今回のようなケースの場合は、少なくとも1ヶ月前には事前に設置者から協議をしていただきたい。(荒井委員：熊本学園大学教授)

→ 制度上の問題について今後どのように考えていくか事務局側の見解はどうか。(会長)

→ 国の方にもどのような方策があるのかお尋ねしてきたが、国の方からは「法律上強制力を持った指導は出来ない」という回答しか得られていない状況。(事務局)

●同様なケースが今後も出てくる可能性があるため、どのような指導を行うべきか熊本市として検討してほしい。(荒井委員：熊本学園大学教授)

→ 了承。(事務局)

●今回は変更の申し出をする前から、変更内容で工事を進めていたため、計画に変更が生じた時点で速やかに申し出るようにすべきである。(熊本県警察本部交通規制課)

●今後、申請などにくる場合は、コンサル会社に任せきりにせず、設置者側も同席すべきではないか。(荒井委員：熊本学園大学教授)

●道義上許されるものではないため、事前相談や本届出など設置者やコンサル会社と接触する機会があるため、その都度大規模小売店舗立地法担当の当課より厳重に注意徹底してまいりたい。(商業金融課)

●変更後の図面に店舗と駐車場の間に横断歩道のような図が描かれているが、指導したのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)

→横断歩道ではなく、横断指導線である。「ここを渡ってください」というような目印である。歩行者を保護するような法的意味は持たない。おそらく道路管理者と相談を行い、

このような形になったのではないかと思う。(熊本県警察本部交通規制課)

- 駐車場の1区画あたりの駐車スペースが申請時より狭くなっているが、問題ないのか。

(内野委員：熊本大学名誉教授)

→ 高齢者も多い地域のため、駐車幅は広いほうが望ましいが、一般的な駐車幅は確保してある。ただ、今回のような全面乗り入れの駐車場(月極部分)は安全性の面からは問題があると考えられる。大店法上は問題ないが、道路に与える影響は大きい。(熊本県警察本部交通規制課)

→ 法的に違法ではないのか。(会長)

→ 違法ではない。(熊本県警察本部交通規制課)

- 今回の変更は、客や歩行者へ影響があるため、重大な変更等に等しいため、厳しく指導して必要がある。(荒井委員：熊本学園大学教授)

- 最初から変更後の図面で申請がなされていれば問題なかったのか。

→ そのとおり。(事務局)

- 何か変更したいきさつはあるのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)

→ コンサル会社から聞いた話によると、当初計画していた駐車場の内部の通路が広がったため、設置者側より後から土地の有効活用したいとの申し出があったとのこと。(熊本県警察本部交通規制課)

- 再度申請のやり方等に問題がなかったか検討するように。(会長)

→ 了承。(事務局)

- 以前は事前説明時等に現状の写真を見せていただいていた。今回のようなケースを防ぐためにも写真の提供を求め、注意喚起を行っていくべきではないか。(荒井委員：熊本学園大学教授)

[総括]

本件について、今回出た意見を相手方へ伝える。

再度今回の対応が法的に問題が無かったのか検討する。

(ウ) 「ドラッグストアモリ京町店」「ドラッグコスモス大江店」現地確認に対する意見

[事務局説明]

- 平成29年5月12日に開催した第1回大規模小売店舗立地協議会にて審議した

「ドラッグストアモリ京町店」「ドラッグコスモス大江店」の2件について、開店後の現地調査確認を実施。

- 「ドラッグストアモリ京町店」については、緑化対応が充分とは言えないため、引き続き緑化に努めるように促し、一定期間後に再度現地調査確認を行う。
また、同じ敷地内に別の小売店が開業(申請時は未定)しているため、速やかに変更届(法第6条1項)を提出するよう促す。
- 「ドラッグコスモス大江店」については、緑化活動に努めていることが確認でき、他の留意事項についても特に問題が無かったため、今回の調査にて終了とする。

[質 疑]

- 「ドラッグストアモリ京町店」について今後も調査するということだが、どのようにするのか。樹木の植栽にばらつきがあるというのは設置者側の何か意図があるのではないか。(内野委員：熊本大学名誉教授)

→設置者へ確認したところ、特に意図がある訳ではなく、植木屋の裁量によるところが大きい。また、植えたばかりなので、今後根を広げていき緑化面積が増えていくと見込まれる。(事務局)

[総 括]

「ドラッグストアモリ京町店」については、緑化を実施しているところではあるが、今後も継続して見守ることとし、「ドラッグコスモス大江店」については今回の報告を持って終了する。